

神仏関係と神葬祭運動

一 岐阜県石徹白の事例を中心として 一

遠 藤 潤

1. はじめに

江戸時代、一般の人々は仏教的な葬儀体系のもとで葬儀を行うのを常としていた。それは周知のように、江戸幕府の寺檀制度によるところが大きい。すなわち、幕府は寺院に民衆統制の役割を果たさせるべく人々がいずれかの寺院と寺檀関係に入るよう義務づけていた。中でも葬儀は死亡を把握する手段として重要であり、檀那寺の僧侶が執行することでの機能は全うされていたのである。このような中、江戸時代中期以降になると葬儀を仏教以外で行おうとする動きが活発化するが、その多くが葬儀を神道による葬儀、すなわち神葬祭へ改式しようとするものであった。本論ではこれらの動きを総称して神葬祭運動と呼ぶこととしたい。

神葬祭運動は大きく江戸時代と明治時代の2期に分けられる。今回本論で扱おうとするのは後者に属する事例である。神葬祭運動の歴史的研究においては多くの場合この二つの時期の運動を別個に扱う研究が少なくなかった。例えば、辻善之助は江戸期の神葬祭運動を神職の一般的な自立傾向と結びつけて理解する一方で、明治の運動は神仏分離の一環として理解しており、両者を関係づけた考察はなさない。

こうした傾向はまた、明治初期の運動を明治維新に起因するものとする理解、また社会変動と明治維新およびそれに伴う諸変化を同一視する理解を導く。黒川弘賢は社会学的視点から特に明治期の神葬祭運動と社会変動の関係を検討している。彼は社会構造、特に人々の結合形態との関係に注目しているが、そこでも運動の原因は明治維新に還元されている。⁽¹⁾ 本論も神葬祭運動に作用する力として社会変動を重視するものであるが、社会変動そのもののとらえ方については再検討が必要と考える。確かに明治維新の持つ力は大きく過小評価は許されないが、同時に、必ずしも明治維新には限定されない、より長期の社会変動が影響していたことも否定できない。この点を明らかにするためには、維新以前の歴史も併せて視野に収める必要がある。本論では岐阜県の石徹白という地域をとりあげてこのような観点から検討したい。

石徹白は白山南側山麓に位置する地域である。明治まで石徹白村として独立した村であったが、明治維新以降幾度にもわたる行政区画の変遷を経て現在は岐阜県郡上郡白鳥町

の一部となっている。この地域には白山の別宮である白山中居神社があり、白山へ登拝する人々にとっての南の登山口となっている。この地域は山間部であり、冬は交通が閉ざされてしまうなど生活環境は厳しかった。この地域に住む人々は、明治維新以前には全村あげて中居神社に仕えていたのだが、維新とともに神仏分離と神葬祭化の動きがこの村にも生じて村の中に争いがおこり、村を二分する対立関係を孕む結果になってしまう。しかしながらこの対立は実は明治維新に始まったのではなく、村にはその前史がある。本論では、この先行する紛争と維新時の神仏分離・廢仏毀釈での対立とともに視野に收めながら神仏分離に伴う神葬祭運動の持つ意味を考察する。

2. 石徹白の歴史

近世の白山には加賀・越前・美濃という三つの登山ルートがあったが、石徹白はこれらうち美濃ルートに位置している。石徹白の中居社は他の多くの白山信仰の施設と同じく泰澄を開祖としており、中居社の七明神は十一面観音などの仏像や泰澄を祀っていた。

石徹白では室町末期に御師が現れ、その活動は江戸中期に最盛期を迎えたといふ。御師の活動は季節によって大きく異なり、夏の白山登拝の時期には祈禱の世話、白山への道案内を行い、冬から春にかけては村を離れて各地に存在する檀那場回りを行った。檀那場を回るとき御師は羽織袴に帶刀の姿で、絵解き用の「白山本開」「泰澄大師絵伝」「白山曼荼羅」を持ち、雷除けの護符、牛王札、白山の薬草、白山略図などを配って歩き、檀那場では白山講を結成、白山社を祀っていた。⁽²⁾ また、檀那は他の田畠の耕作権（註(28)参照）や家屋などと同じように世襲財産となり、譲渡・売買されるものであった。

石徹白は上在所、中在所、西在所、下在所の四つの在所と小谷堂、三面の併せて六つの地域にわかっている。この地域は江戸時代初期に加賀・越前両藩がその所属をめぐって争ったことが原因で幕府の直轄領となっており、そのため全村が無高・無税で、また村の人々は帶刀を許されていた。

明治以前、石徹白には頭社人・平社人・末社人という三つの身分があった。頭社人は⁽³⁾ 乙名、年寄りとも呼ばれた特權的階級で、中居社の社領に乙名山の株を持つ。その株とは具体的には乙名山から馬2頭分のマグサをとる権利であったといふ。頭社人は必ずしも世襲ではなく、金で乙名山の株を買えば乙名になれたが、人数は12人に固定されていた。頭社人は中居社の神主を年番で勤めた。⁽⁴⁾ 平社人は上・中・西・下在所の村人の大部分である。末社人は三面・小谷堂の小作人で、主として中居社の神田を耕作していた。

石徹白の社会の中心となっているのは中居社の神事組織である。この神事組織は基本的には禰宜3人、祝部3人、社人10人、その他の神人・神子などで構成されていた。禰宜は⁽⁵⁾ 神頭職、太弊司、神饌司各1名からなり、その家筋は固定されていた。⁽⁶⁾ これらの神職のほ

か神社の祭の中心を担う神主が置かれていた。神主は年番または年預と呼ばれ、古くは頭社人が一年交代で勤めていた。正長年間(1428-29)から神主役は五代世襲され、その後世襲されるようになったが、後にとりあげる宝暦年間の争いののち、神主は再び年番制となる。神主は同時に庄屋役も引き受け村政を預かった。

次に村の政治について見よう。この地域には庄屋が置かれず年番神主が庄屋役を兼務するが藩領の村落における庄屋ほどの権限はなく、また禰宜の力も弱い。村の政治は五人組の組頭24人と12人の頭社人とが集まって合議制によって行った。頭社人の中には組頭を兼ねる者もいた。組頭は村の一般政務を行い、頭社人は中居社の年中行事の中心を担っており、いわば聖俗の分業が成立していたが、神事は限定された少数の頭社人がイニシアチブを握っており、特權的な宮座が成立していたと考えられる。⁽⁷⁾ 石徹白では組頭は存在するものの支配層としての地位は確立したものではなく、それにかわって神社の神事が政治の中心的な位置にあり、そのため頭社人たちに力が集中していたといえる。

こうした神事組織や政治のあり方はまたこの地域の経済生活とも深く結びついていた。石徹白は中居社に所属する土地であり、その土地を使用するためには何らかの形で中居社に関わることが必要となる。石徹白が全村あげて社人として中居社に仕えるということの根底にはこうした経済的な関係があった。また、そのために人々の共同性は強く神社祭祀と結びついており、神事・政治・経済は相互に深く関わっていたのである。

3. 宝暦騒動

石徹白では、明治維新のときに神仏分離と神葬祭をめぐって村を二分しての争いが生じたが、実はこの争いの約百年前である宝暦年間(1751-63)に同じように村を二分する騒動がすでに起こっている。この騒動のいきさつを明らかにした上で、この騒動が後の神仏分離や神葬祭とどのように関係しているのか検討したい。⁽⁸⁾

宝暦当時、石徹白には威徳寺という真宗の道場があって、これを通して真宗の信仰が村に広まりつつあった。この威徳寺は無住で東本願寺派の高山照蓮寺から僧が派遣されていたが、その僧である恵俊は威徳寺を照蓮寺の別院に昇格させ、自ら住職になり永住したいと考え、宝暦2年(1752)に門徒と相談して京都東本願寺に昇格の願いを出した。本願寺は石徹白の神主や郡上役所も異論のないことを恵俊に確かめたが、彼は偽って問題なしとして本願寺の承諾をとりつけた。

これに反発したのが中居社の神主である石徹白豊前で、彼は宝暦3年に吉田家や郡上郡寺社奉行に対しこのような威徳寺の動きを封じるよう働きかけ、東本願寺に対しても抗議した。そのち、郡上郡の寺社奉行は吉田家の命令として、今後は神主である豊前に従うことを門徒に承諾させようとしたが、門徒は自分たちは昔から白川家の門弟であると主張

して拒否した。奉行は彼らを拘束したが、門徒は意志を曲げず一旦この件は棚上げとなつた。一方、恵俊は東本願寺から高山蟄居の処分を受けた。

宝暦4年になると豊前は吉田家の命令として門徒に吉田家の支配を承認させようとしたが、彼らはこれに反発した。豊前は寺社奉行とともに反対する門徒1人を石徹白の外へ追放した。この処分などをめぐって門徒は豊前に抗議し、さらには郡上役所に訴え出たがここでもとりあげられなかつたので、彼らのうち3人が江戸への越訴を行つた。この訴えは江戸では取り上げられなかつた。

宝暦5年に豊前と郡上役所は吉田家の支配を門徒に認めさせようとしたが多くの者がそれを拒んだので石徹白から追放された。この追放で門徒たち約500人が石徹白の外へ追放された。これに対してすでに追放されていた杉本左近は京都に出て白川家の支援を受けようとしたが果たせなかつた。何度も江戸直訴の後、宝暦8年に評定所で吟味が開始された。特に重要な中居社の支配問題について評定所は京都町奉行に命じて吉田・白川両家を調査させたが、吉田家からは同家の綸旨御条目のある諸神社は全て支配していること、白川家からは諸国に支配する神社は一社もないことが報告された。

同年末に評定所は判決を言い渡し、中居社での吉田家支配を確認した上で、追放された人々については吉田家に謝罪することを条件に石徹白に帰ることを許し、一方の豊前を死罪とした。こうして宝暦9年の春に追放されていた社人たちは石徹白の地へと戻り、また神主は再び輪番制になったのである。

この騒動の前提となっていたのは、上在所と他の在所の間の信仰面の分裂傾向である。上在所以外には次第に真宗が浸透しており、威徳寺の常住化もそうした信仰の広まりを背景としている。こうした中で神主豊前と神頭職左近が対立するのだが、この対立は具体的にはどのようなものであったか。また、そこで対立の基底にあって共有されていたのは何だろうか。両者の主張を検討しながらこれらを明らかにしたい。

まず、この騒動の争論において目を引くのは家をめぐる問題である。杉本左近ら3人は宝暦4年の訴状の中で豊前は「時之神主」であつて「往古より附続之もの」ではないとして豊前の古来からの正統性を疑問視している。それは具体的には以下の理由による。石徹白では社家が衰えて残った3人が年番で神主役を勤めていたが、天文年中に当時この地を支配していた越前国主朝倉家から1人に定めるよう命じられ、そのため粥川村から児河合という者を呼び神主にさせた。その後世襲されたが、五代目の石徹白彦右衛門には子がなかつたので甥藤十郎に神主役も含めて家督など全て譲ると遺言したが、「元來石徹白神主役之義ハ惣中一統評儀之上ニ而、相定メ候義ニ付」相談し、藤十郎には預けず上村五郎右衛門に預けた。そのまま代々預けていたが、豊前の父大和は存命中に神主役を勤められなくなり退くことになった。本来ならば神主の家督を社人たちへ返すべきなのに、実際には

豊前が世襲するに至った。左近らはこのように述べる。⁽⁹⁾

この主張の基礎には二つの原則がある。一つには神主は本来年番であるべきという原則である。ただそれは世襲を完全に否定するものではない。例えば児河合から5代世襲したことに関しては何の批判もない。年番であるべきという原則が問題になるのは、何らかの形で神主の継承に支障が生じたときである。ここでは彦右衛門と大和の時である。彦右衛門は村の相談に預けたので問題とはならなかったが、大和は生前の遺言によって相続させたために問題視されるに至っている。これら両例からすると、ここでは先代が死亡した後に子が世襲するというのが原則の形であり、継承すべき子がなかつたり、先代の死亡以前に世襲するということなどによりその原則を外れると問題視されている。そして、そのときには社人による相談を経ることが必要になる第一にあげた原則に加えて、このような原則が左近の主張の基礎にあるのではないだろうか。

一方、豊前は訴えの中で左近の家の継承を問題視している。それによれば古来神頭職は杉本又五郎という者が勤めていたが「不仕合ニ相果」、幼少の子がいたにも関わらず、女房・子供ともども逐電したので、豊前の先祖である五郎右衛門の承諾を得てその家督を桜井平右衛門が金銭で継承した。以後代々平右衛門より相続して左近に至った。それゆえ左近は本来杉本姓ではなく桜井姓であるべきという。⁽¹⁰⁾ このように姓にこだわるのは杉本姓が石徹白では特別な意味を持つからである。杉本家の苗祖は白山開祖の泰澄の母である伊之宮御前とされており、⁽¹¹⁾ 神頭職の正統性はこの杉本家との関係に支えられている。豊前はここでそうした家督を左近の先祖が金銭的に継承したことを問題視しているのである。また、これに加えて豊前側である桜井大膳は別の訴状において「若又五郎子孫之者罷帰り候節ハ、元金拾五両受取候テ、家督相渡シ申」すべきと平右衛門の継承が一時的な預かりであることを強調する。⁽¹²⁾ このように神頭職については、泰澄との結びつきから杉本家の権威が尊重され、その上で杉本家から左近に至る家の継承が問題とされるのである。

このように家の正しい継承は重要な争点であったが、それは当事者間で問題とされただけでなく村全体の規範としても強く意識された。このことを具体的に示すのが「石徹白法令条目」である。⁽¹³⁾ これは宝暦騒動直後の宝暦9年11月に桜井大膳が書き記した条目である。ここには村の人々が守るべき24の条目が記されているが、そのうち6か条を占めているのが家の継承関係の項目である。そこでは、例えば生前相続するときは「其所之頭分」に相談した上で証文にすること、養子や入聟などは父母生前に決め証文にすることなど、家の継承に関する規定が周到になされている。⁽¹⁴⁾ 石徹白の人々はこうした規定を共有することによって、家の継承手続きを明確化しようとしたのである。

宝暦騒動の焦点として次に指摘できるのは神頭職と神職の神事における役割である。まず、神頭職である杉本左近はその訴状の中で神頭職の役割について述べている。彼によ

れば神頭職は「従住古神殿之御鎧等頂戴仕罷在、遷宮・遷座・諸祭祭主を司」るなど中居社の神事において重要な役割を果たしているという。また、神前の右の座席に座る者たちは從来「神頭職下役」であったのに、「近年は時之神主支配之様ニ我僕ヲ申」⁽¹⁵⁾していると訴えている。

他方、豊前は左近の言い立ては偽りとして「石徹白之義、私、大膳十人之社人、式拾四組之組頭寄合相談之上」行なっていたのであり、神頭職の役割は「神事祭礼之節御戸開仕、⁽¹⁶⁾はきそうじ」といった雑用であると主張している。

このように両者の間では神頭職と神主の役割をめぐって対立がある。実際には、中居社の神事などでは神頭職が重要な位置を占めていたと思われ、左近らによって年番であるべきとされる神主も豊前まで9代にわたって世襲されている。これらからすると両者は宝暦の石徹白においてともに神事や政治などに力を持つ存在であったと考えられる。

ここでもう一つ注意しておきたいのは、両者はそれぞれ自らをある力のある優越した神職として主張し対立しながらも、ともに頭社人・組頭の合議を尊重していることである。神頭職や神主はこうした合議を基礎としてはじめて存在したのである。

第三に両者が対立する点は、神社・神職の支配をめぐる問題、具体的には吉田家・白川両家との関係である。

豊前は吉田家の命令として真宗門徒を村外へ追放し、また役所に提出した書類においても吉田家との関係を強調している。『白鳥町史』史料編には吉田家から受けた神道裁許状がいくつか収められている。それらを見ると豊前自身の裁許状はないが、豊前の父大和の受けた裁許状が存在しており、それが最も早い例となっている。⁽¹⁷⁾また、宝暦騒動の評定所の吟味における京都町奉行所の調査においても吉田家自身が石徹白中居社の支配を認めていることなどから、大和や豊前が吉田家と関係を結んでいたことは確かであろう。このように、豊前は吉田家の力を背景にして自分自身を中居社での唯一の権威として主張しているのであり、吉田家から免許を受けた存在が豊前ないし大和に限られていたからこそ、このような主張が可能だったのである。

これに対して神頭職である左近は白川家との関係を主張している。ただ、吉田家と豊前の関係が明らかであるのとは対照的に、白川家と左近との関係は不明瞭である。

当時、左近やその周辺の者たちはさまざまな方法でその関係を確認しようとした。それは単なる豊前に対抗するための方便としてではなく、書面が現存せずとも彼らはこの関係を確信していたようである。この関係が存在していたとすれば、そもそも書面として残っていないのはなぜなのか。左近の名代として彼の叔父・左大夫は白川家を訪ねて願を出しているが、その中でこの事情を説明している。左近家の言い伝えでは古くは中居社は「神祇伯白川様御支配」であり、左近の先祖は門弟であったので「御取次ヲ以位階等」を受け

ていたのだが、「左近宅度々炎焼仕、旧記等焼失仕事故を以何之証拠も無」くなってしまった。すなわち、白川家との関係を示す書類を火事などによって失ったので事實を確認できないというのである。それゆえ白川家に対して白川家側の記録から確認して欲しいというのである。⁽¹⁹⁾こうした願いのために左近自身も白川家に赴いたという。⁽²⁰⁾

こうした要請に対する白川家の対応は微妙である。評定所はこの点に関して京都町奉行所に調べさせるが、白川家は諸国に支配する神社は一社もないと報告する。この一方で、白川家安川図書から左近祖貞右衛門を門弟支配したという書状が郡上家老の粥川仁兵衛へ届けられていたことが判明した。この書状は吟味の結果、偽書とされて中居社に対する吉田家の支配が確定するが、実際には白川家と石徹白の神頭職は無関係ではなかった。白川家の門人の記録である『白川家門人帳』の首巻「越前國」を見ると次の記載がある。⁽²¹⁾

「寛文五年巳三月 一、白山下社 神頭 櫻井 貞右衛門
同年 七月 一、右同社 同 櫻井 治部之丞」

まず、「白山下社」が何を指すかが問題となろう。白山の3つの馬場のうち越前国に全体ないし一部が含まれるのは越前と美濃であり、石徹白は美濃馬場の一部である。一方、越前馬場の中心となるのは平泉寺であるが、この時期に平泉寺は東叡山寛永寺と深い関わりを維持しており、これが白川家と結びついた「白山下社」であるとは考えにくい。石徹白は一般に美濃馬場の中宮として位置づけられているが、地域的には越前国に属していること、戦国期に神道化したこと⁽²²⁾、またある願書では中居社が「白山下ノ神社」と記載されていることなどを考えあわせると、ここでの「白山下社」は中居社を指すと考えてよい。また、ここに記された「櫻井貞右衛門」は杉本左近の祖である櫻井貞右衛門であろう。これらのことから、櫻井貞右衛門は杉本家としては絶えた神頭職を継承して寛文年間頃に白川家から入門を認められていたと考えられる。

これまで検討してきた対立の焦点はいずれも双方の正当性に関わるものである。さらに敷衍するならばそうした正当性は権威の正当性として考えることができる。その意味でここでとりあげた諸点は宝暦の石徹白での権威のあり方を示すものもある。

権威はまず家の継承の正統性によって保たれており、特定の家筋が特別な権威として存在していることがこの前提にある。また、これらの権威は神事組織内での位置により支えられている。つまり神頭職や神主は神事組織で重要な位置を占めているがゆえに宗教的権威となるのである。また石徹白では神事に関する権威の力は宗教的な領域にとどまらず世俗的なものまで及ぶ。一方、こうした権威は村内だけで完結的に成り立つものではなく、村外の権威である吉田家や白川家と結びついている。

このような視点を含めて宝暦騒動を評価すると次のようにいえるだろう。まずこの騒動の基礎にあるのは信仰をめぐる対立—真宗を受け入れる側とそうでない側との一である。

石徹白の社会の特質からその対立は宗教的領域に限定されずに村の全体に関わる対立とならざるをえない。それは権威を中心として展開されて、その正当性が争われる。そして村の共同性の中心である中居社の支配権の確定によって決着した。すなわち中居社に対する吉田家の支配を幕府が正統と認めたことによってである。ここで確立したのは、日常の信仰は異なりながら吉田家の支配を双方が承認することで共同の祭祀を維持するという平衡状態である。吉田家が中居社の支配を確立したことで神道的な権威は相対的に強まり、この後中居社の純粹神道化が進展することになった。ただ、信仰の対立は温存されたままであり、それは神葬祭をめぐる軋轢の潜在的地盤となったのである。

4. 神仏分離と神葬祭運動

この平衡状態を再び大きく揺るがしたのは明治維新での神仏分離とそれに伴う廢仏毀釈であり、神葬祭運動もこのような中で生じてくる。

神仏分離を迎えた多くの地方でそうであるように、石徹白でも神仏分離は政府の公布した一連の法令が発端となっている。⁽²⁶⁾ 明治元年3月13日新政府は祭政一致制を復し、神祇官を再興、神社・神官は神祇官が管理する旨を布告した。石徹白の神職も吉田家を離れ、神祇官の管掌下となったのである。同月28日には、神社が仏語を神号とすること、仏像を神体とすることを禁止した。この神仏判然令をきっかけとして石徹白ではこの土地が元来神地であるか仮地であるかという争論がおこり、また廢仏毀釈も生じる。

4月19日には神祇事務局から、神職の者は神葬祭に改めることとするという達、さらに翌明治2年6月「神職神葬祭社僧復飾ハ申請ヲ須ヒス神職継目社僧別當復飾称号ハ府藩県ヨリ神祇官ニ申請セシメ及式内社其他大社等ヲ錄上セシム」という達がそれぞれ出されるが、石徹白ではこれらを受けて真宗側の人々が神葬祭にならなくてすむよう東本願寺に助力を求めた。また、同年9月には村の総立会で神葬祭への改式・確認が行われた。この場で、神道側は神葬祭への改式を迫るが、真宗側は改式を保留した。

こののち明治3年になると石徹白の土地の扱い・神葬祭を拒否する真宗側の人々の処遇をめぐって双方から多くの願書が出される。神道側は真宗側の人々から社人免許をとりあげること、彼らを神田に属させること、石徹白を社地として引き続き無税地とすることを主張する。これに対して、真宗側の人々は神葬祭問題に関して東本願寺から力を得られず、神葬祭を避けるために帰農することを願う。

こうした願いを受けた郡や藩はこれを扱いかね、6月に神祇官に対処のあり方を問い合わせている。神祇官からの支持を受けて郡役所は社人・帰農のいずれになるかについては希望に任せること、中居社が仮地であるという主張は認められないで、社の境内の仏像・仏具は取り除き帰農者に引き渡すこととした。

明治4年1月に太政官は「社寺領現在ノ境内ヲ除クノ外上地被仰出土地ハ府藩県ニ管轄セシム」こと、かわって廩米を支給することを決定する。これにより中居社の境内を除く石徹白の土地は社地ではなくなり、4月になると政府は戸籍法を定め、全国に行政区画の区を設置、戸長・副戸長をおくこととした。石徹白でも政府の行政が行われることになったのである。また、10月には真宗側に対して仏堂・仏具の引渡しが行われた。

明治8年には、門徒側が新社を建立するなど両者の対立と断絶は決定的となり、この後には石徹白の神仏分離をめぐる争いはほとんど収まった。

こうした状況の中でまず目を引くのは、神仏関係をめぐる争いでありながら土地をめぐる問題がかなり重要な位置を占めていることである。最初にこの点を分析したい。

石徹白は維新以前には全村が中居社の社地であり無税で、耕作地の所有権も中居社に属していると考えられていた。人々はその土地の使用権を手に入れ耕作を行なっており、こうした権利は売買されたという。⁽²⁷⁾

明治維新とともに変化したのは中居社に勤める神職の性格である。政府の神仏判然令と神葬祭の義務化によって、神職には神葬祭による葬儀が義務づけられた。真宗の信仰を持つ人々は神葬祭を受け入れられないで、社人として勤めることを断念しなければならない。このとき石徹白全村が社地のままだとすると、耕作地もまた中居社に属することになる。帰農した人々がひきつづき耕作を行なうためには中居社の土地を耕さねばならず、それは中居社に仕える神道側の人々の下に位置づけられることを意味する。

この点をめぐって、神道側からは石徹白をひきつづき無税地にすること、真宗側の社人免許をとりあげること、一方の真宗側からは土地を返上し社人を辞して帰農すること、また神道側の支配は一切受けたくないこととの願いが出されている。これらに対して、郡役所は社人を望む者には社人を、帰農を望む者には帰農をそれぞれ認めた。この役所の方針によって真宗側は帰農できることになるが、土地の処遇については曖昧なままである。真宗側は返上した土地を社地にしないこと、石徹白を政府が支配することを願い、神道側は社地にした上で帰農者を神地に属する百姓としてほしいと考える。後には譲歩して帰農者は神社と別支配でよいから神地を従来同様に無税地にと願う。⁽²⁸⁾

明治4年の太政官布告、すなわち境内以外の社寺領を府藩県の管轄下におくという決定によって石徹白では中居社境内以外の土地は社地ではなくなり無税という特権も消滅するのだが、このことは石徹白の土地と中居社の関係にとってより大きな意味を持つ。いまや人々は中居社に仕えずとも土地を耕すことができる。中居社と石徹白の土地・農地の関係が断たれたのである。それはまた、中居社の神事と村の共同性の結びつきが弱化したことを見出す。

このように石徹白における神仏分離は土地や支配の問題と強く結びついていたのだが、

他方、人々の信仰とはどのように関わっていたのだろうか。

宝暦騒動を考察したときに確認したように、石徹白は真宗信仰を持つ人々と神道的信仰を持つ人々に分裂しつつあったので、維新直後に出された神仏判然令は新政府の政策の中でもとりわけ重要な意味を持つものであった。役所へ提出された書類を見ると明治初期の段階では神仏いずれに属するかについて多くの議論が行われたことがわかる。

石徹白の人々はどのような点をめぐって論じたのだろうか。威徳寺による「神仏混淆禁ノ時ノ談話筆記」には神仏分離に関して以下のように記されている。

「又由緒に本付ケとの御触れなれば、泰澄大師之由緒を以て、御願ひ下され候様と、念をこめてそ云ひければ、重郎兵衛、此由緒にもとづけとある所が、おれも余程のしみじやと、此語にて、一同にをしかへして云ふよふは、何卒其大師之御由しやう押立て、御願イ下されべく候様、頼て其場を立去りにき。」⁽²⁹⁾

この中にある「由緒に本付ケとの御触れ」は具体的には神仏判然令を指している。神仏判然令には次の項がある。「一中古以来某權現或ハ牛頭天王之類其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社不少候何レモ其神社之由緒委細ニ書付早々可申出候事」つまり政府は神社が仏教に属するか、神社になるかについて「其神社之由緒」を判断の根拠にするというのである。このことが村においても強く意識され、神仏いずれを主張する人々にとっても由緒書が自らの主張を根拠づけるものとして重要となる。石徹白でも神仏両者は政府や役所に提出する願書に由緒を書き綴り、それぞれの由緒の正当性を争うようになる。

由緒に関して真宗側が第一に典拠としたのは『白山大鏡』である。この内容について山岸共は「神道的色彩を有するものの、結局は正法明如来と泰澄の権威に帰せられているから、やはり仏説内の神道として見るべきだろう」として論じている。⁽³⁰⁾ 真宗側の人々はこの書を東本願寺に出頭する際も持参して見せるなど、由緒を語る古典として信頼していたのである。

また、役所に提出される願書では、石徹白は「大師開闢已來、除地に相成御座候、住居之者壹人も残らず社人にて、銘々御免状拝受」していると述べた上で、石徹白に住む人々はみな「大師之遺孫」であるとして泰澄との関係を強調している。⁽³¹⁾ ここで思いだされるのは宝暦騒動のときの杉本左近である。左近の権威は泰澄に由来するものであった。維新に際して仏地と主張する際にもその正統性を保証するものとして泰澄との結びつきが重視されている。

このことと関連して真宗側の人々の信仰に触れておきたい。彼らは石徹白が仏地であることを主張するのであるが、それは必ずしも純粹な真宗の信仰のみを求めるものではない。真宗側の代表者が本願寺に赴き、そこで石徹白の神仏関係の解決を願った際に「仏願寺殿」は彼らの願いに対して「それは泰澄大師之宗へ願はれよ」という。これに対して石徹

白の人々は「大師は宗といふ訳では御座らぬ」と答える。僧はさらに「天台とか大師は此宗旨の開山ではないゆへ、泰澄大師の事を御本山にもこふといふ事にも参らず」と宗旨の相違からの当惑を示している。⁽³⁴⁾これらのやりとりからも窺えるように、石徹白において門徒たちが守ろうとする仏教とは白山信仰の中心をなす泰澄への信仰であり、それと真宗信仰が矛盾するという意識はなかったのである。維新に際して真宗側の人々が最初は中居社を離れることを躊躇したひとつの理由がここにあるのではないか。つまり、門徒たちは泰澄につながる信仰の場として中居社を必要としたのではないだろうか。⁽³⁵⁾

このように泰澄との結びつきが強調されるという共通点の一方で、注目すべき相異点もある。それは上に挙げた願書の中で「勿論氏系図は、上下勝劣之差別無御座候」と村内での身分格差を否定している点である。ここでは、中居社の神事をめぐる階層の違いは祭祀のときに限られた暫定的なものであり、12人の頭社人もその例に漏れないと論じている。宝暦騒動では杉本家という特定の家筋と泰澄との特別な関係が語られていたが、ここでは全ての人々が平等に泰澄と関係づけて考えられている。明治維新のときには真宗側の人々は頭社人・平社人・末社人という身分の相異すなわち特權的な神事秩序を否定するに至っており、ひいては神事に関わる権威も相対化されていくのである。

一方、神道側の人々は中居社の由緒について、郡役所への願書の中で「当社白山中居太神宮は、人王拾貳代景行天皇之御宇、御鎮座御社に而、其後二十二代雄略天皇之御由緒に御座候而、四十四代元正天皇勅許之御社に而、其後皇太后宮之宮より、御紋付之神戸帳御寄附、右御紋所從来相用来候神位、去ル享保十八丑年三月十八日、奉願神号は萬延元申八月二日奉願候義に御座候」と論じている。ここでは天皇との古くからの結びつきが強調されている。また、この願書の後半部分では「朝廷御支配、其後越前朝倉家御支配、徳河家之御代に至、福井家之御支配より金森家御支配、宝暦之比石徹白争論中、江州多良尾紫郎右衛門様御領より、御当家様え御引渡シ相成、御支配御代々如先規為被立置」と時代を追いかながら時の支配者との関係を述べている。⁽³⁶⁾このように天皇や支配者との関係が強調される一方で泰澄との関係は語られていない。

神仏への所属を判断するのに由緒について重要なのは石徹白の現況であろう。真宗側は石徹白内の土地や施設の名前に仏教にゆかりの深いものが多いことを主張している。

一方神道側は中居社の祭神は「伊弉諾尊、東相殿大日靈貴、西相殿伊弉冊尊、大宮殿天大玉命、末社素盞鳴尊、大己貴命、泰澄靈社、神明社は、天照大御神、次猿田彦之社、美女下社磐長姫命、今冷水社は、彦火々出見命、神鳩社は猿田彦命、水呑社は鶴鳩草葦不合尊、瓊々杵命之社、一之瀬社は猿田彦命、伊野原社は猿田彦命、右之次第に御座候」と説明している。⁽³⁷⁾中居社は江戸末期までは主神として白山信仰と縁の深い菊理媛命を祭っていたのだが、ここにはその名前はない。また、それまで「中居権現」と呼ばれることの多⁽³⁸⁾

かった中居社を上記の書類では神道色の強い「中居太神宮」と呼んでいる。混淆的なものを退けることで仏教と無縁であることを示しているといえるだろう。

真宗側はこうした神道側の傾向について、ある願書の中で、神道側は「社地と申募、残らず神地と申立、泰澄大師をヤス、ミノ靈社などと、私に異名を表し取膳（繕）候は、畢竟除地を召上げられぬ様の謀にして、其発端は十一ヶ年已前、萬延元申年、先杉本左近両三人申合せ、白山権現を大神宮と願かへ、・・・」と述べて、それが土地の所属を考慮したことであると難じる。⁽³⁹⁾ 維新以前にこのような神道化の動きが見られることは注目すべきであり、吉田家の積極的な関与が考えられるが、ここでは具体的に検討するだけの用意はない。この点に関しては近世の吉田家による神仏分離の動向や村落神社への介入などの関連で今後考察すべき問題である。⁽⁴⁰⁾ いずれにせよ、ここでは明治初期の「現況」において中居社では神道化が進んでいたことが確認される。

石徹白で神葬祭が問題化したのは、このような神仏分離の状況においてである。具体的にどのような場面で神葬祭への改式がいわれたのか。「神仏混淆禁ノ時ノ談話筆記」にはその様子が次のように記されている。

「其後九月十二日より十四日迄の相立合に、役前申され候は、当年は宗門にては治らぬ故に、人べつ〔別〕帳に付出さねばならぬに依て、各々左様に致しよ申され候、其時一同申候は、それは誠にかなしう御座ります、我々美濃国郡上郡八幡町安養寺様にも願ひ、御本山にも伺中に御座候間、何卒々々帰国致候迄、日延成され下されよと、段々願ひ候得は、役前申候は、神葬祭之人びつ付上致さねばならぬといゆて、夫れより、人びつ帳はしまり、畏るべしと、長々申され候故、其時一同申候は、神形を焼奉様なる神葬祭にわ成がたく候と申候得は、役前申され候は、夫レはいぢよく〔違勅〕じゃと申て、畏らずと帳面に記す、一同申候は、・・・」

ここにみるように、神葬祭への改式は具体的には宗門人別帳をめぐって行われている。石徹白では毎年彼岸前後に村全体が集まって村仕事の相談を行い、このとき宗門帳の調べが行われた。⁽⁴²⁾ この史料にあらわれた「相立合」もその一つであろう。維新以前は宗門すなわち檀那寺ごとに人別帳が記されていたが、明治2年1月9日に出された行政官布告によつて「宗門人別帳ハ村々ヨリ直ニ其藩へ可差出事」とされ、寺を経由せずに提出することになったため「当年は宗門にては治まら」ない。それゆえ村単位での「人べつ帳」への記載が必要となり、それは従来の調べと同じく「相立合」で行われる。そして、神道側の人々はこの場で真宗側の人々に神葬祭に改まるよう迫ったのである。

真宗側の人々は神葬祭を受け入れなかった。彼らにとって神葬祭に転じることは「無宗旨ニ成事」であるという。⁽⁴³⁾ それはなぜだろうか。

石徹白の神道側と真宗側の間では、信仰の相異を反映して葬儀のあり方も大きく異なつ

ていた。例えば、神道側は土葬であるのに対して真宗側は火葬であり、また神道側が死者に旅装束をさせるが、真宗側ではあまりそのようなことはしない。また、墓の形式も異なっている。年中行事一般についても神道側は古い形式や伝統を重視する傾向があったといふ。⁽⁴⁶⁾ 概して神道側の葬儀や墓の形式は民俗的事例として全国に広く見られるものとの共通性が大きい。このようなとき、神葬祭への改式は神道を奉じる人々にとって本来あるべき信仰として自分たちの信仰や習俗を村内に普遍化することを、真宗の人々にとっては神道側からの信仰の強制をそれぞれ意味すると考えることができる。

また、真宗側のある人は石徹白全村が神葬祭化されることを「神葬祭の奴等が勝を得」ることであるとしている。⁽⁴⁷⁾ 言葉自体はやや感情的であるとしても、この言葉は石徹白の神葬祭の一側面を表現している。「神葬祭の奴等」と総称されている人々に対置されるのは集団としての真宗側の人々であり、神葬祭の問題はその2つの集団の勝ち負けと考えられている。神葬祭改式の直接的な契機は政府が全国の神職に神葬祭を義務づけたことである。しかしながら石徹白においてはそれが政府の強制としてよりも、そもそも分裂していた2つの集団の葛藤の一局面として強く意識されていたのである。

こうした葛藤に対して宗教的権威はどのように関わっていたのだろうか。宝暦騒動以来、神仏両側は互いに信仰は異なりながらもともに吉田家から免許を受けることで共同の祭祀を維持するという均衡状態にあり、それの中核には神主、神頭職という宗教的な権威が成立していた。⁽⁴⁸⁾ 維新では神職を管掌する存在が吉田家から神祇官にかわる。神道側の権威がこうした公的なものに裏づけられることとともに、神祇官が神葬祭を義務化することでこれまでの均衡状態は維持できなくなる。神葬祭はこのように分裂が決定的となる、その境界をなしている。

政治と神事が深く関わっていること、そして全ての人々が神事組織に何らかの形で関わっていること、これらが近世後期における石徹白社会の均衡状態の前提となっていたのであるが、神仏分離と神葬祭の問題によってこの両前提が失われて均衡状態も崩れ、村全体に対する力を維持する宗教的権威は成立しなくなるのである。

5. おわりに

これまで見てきたように、石徹白で神葬祭が問題となった根底には、近世後期から次第に顕著になる村内の分裂が横たわっている。神葬祭問題の直接的な原因は政府の政策であるが、その政策自体や付随する変化だけが変動なのではなく、むしろそれを受け取る村の側にすでに変動があったことを確認した。それは村内部の分裂を深める傾向であり、信仰はその重要な動因となっているのである。

すなわち、次に明らかにすべきはそれぞれの信仰が自立していくその原因である。信仰

の自立化が強まる一つの理由として石徹白への真宗の浸透があげられる。真宗が次第に広がることで村内の真宗信仰が確立するというのである。例えば、千葉乗隆はこうした観点から近世から明治初期にかけての石徹白の村落史を論じている。⁽⁴⁹⁾しかしながら、もう一方の神道側が白山信仰から離れて「純粹神道化」とでもいうべき展開を示していることについてはこの観点だけでは理解することが難しく、新たな説明原理が必要となる。

村内の信仰対立と関係して、石徹白の秩序意識の変化—具体的には特権的神事秩序に対する態度の変化—もさらに検討すべき問題である。本論では、宝暦騒動の考察においては人々が宮座的秩序や家格などに対して肯定的であることを、神仏分離に際しては真宗側の人々のあいだにこれらの秩序から離れる傾向があることをそれぞれ示唆したにすぎない。特に神仏分離に関してはこうした態度は土地の所属という問題に左右されたかも知れず、ここにあげた例だけでは秩序意識の変化をいうには足りない。今後史料を拡充しながら、また他の地域も参照しながら明らかにすべき問題である。

明治期に限らず神葬祭運動の具体的な場面では、さまざまな人々のあいだに葛藤が生じていることが多い。こうした葛藤を単なる感情的反発として軽んずることなく、地域の規範を形成する複数の権威の葛藤として捉えかえすることで、近世から近代にかけての村落における宗教のあり方の一端を明らかにできる。求められているのは、こうした権威のあり方をひとつずつ具体的な歴史の中で検証することであろう。

付記

本稿執筆にあたり、島薦進・林淳両先生にご助言をいただいた。また、石徹白を訪れるに際しては林先生のお世話をうけた。ここに記して感謝の意を表したい。

註

- (1) 遠善之助「神仏分離の概観」、『明治維新神仏分離史料』巻上、東方書院、1924。同「神職離壇問題に就いて」、『史学雑誌』38-1、1927。黒川弘賢「廢仏毀釈における神葬祭化の過程と現状—群馬県下の実態ー」、『宗教研究』166(1961.1)。「村落構造から見た神葬祭への転化」、『宗教研究』170(1961.12)。「社会的緊張と宗教変容—神葬祭化と村落構造の関連を中心としてー」、『智山学報』12・13(1964.11)。) 神葬祭に関する研究はさまざまな視点から行われていている。上記の研究は地域の神職を中心とする神葬祭運動の展開を扱ったものであるが、近世における藩指導者・神道家・国学者・村役人などもまた神葬祭の担い手として無視しえない存在であり、これらに関する研究も少なくない。
- (2) 『白鳥町史』通史編上巻p.608。宮本常一『越前石徹白民俗誌』、三省堂出版、1949（のちに

『日本民俗誌大系第7巻 北陸』、角川書店、1974に再録される。本論では以下三省堂版再録のページを示す。)。小林一葵「白山美濃馬場よりみた白山信仰一下社七社を中心にー」、高瀬重雄編『白山・立山と北陸修験道』、名著出版、1977所収。

- (3) 宮本前掲書、p.20。
- (4) 厳密には、のちに述べるように神主には年番の時期と世襲の時期がある。
- (5) 『白鳥町史』通史編上巻、pp.435-478参照。
- (6) この神職の構成は時代により異同があり、例えば宝曆騒動(後述)のときの訴状などでは禰宜1人、祝部1人、社人12人、その他神人らに分かれていたことがわかる。
- (7) 朝比奈威夫「石徹白における宗教儀礼」、高瀬編『白山・立山と北陸修験道』所収、pp.493-494参照。
- (8) この宝曆紛争に関しては『白鳥町史』史料編・史料編2にそれぞれの訴状や返答書など主要な史料が収められており、それを通じて紛争の概要を知ることができる。『白鳥町史』通史編ではこれらの史料を中心として「宝曆騒動」としてこの紛争の詳細が論じられている。本論で概略を論じるにあたってはこの記述に多くを負っている。また、これとは別に宮本常一は前掲書の中で、実地の聞き取り調査にも負いつつ、この紛争のいきさつを明らかにしている。本論はこの記述も適宜参照している。
- (9) 「杉本左近外二名訴状(写)」(桜井家文書『白鳥町史』史料編、pp.881-885)
- (10) 「石徹白豊前返答書(写)」(桜井家文書『白鳥町史』史料編、pp.885-888)
- (11) 「石徹白郷井神職之條」(五来重編『山岳宗教史研究叢書17 修験道史料集〔I〕東日本編』、名著出版、pp.602-604)
- (12) 「桜井大膳訴状」(桜井家文書『白鳥町史』史料編、p.888-889)
- (13) 「石徹白法令条目写」(石徹白家文書『白鳥町史』史料編、pp.9-11)。高瀬重雄「宗教村落石徹白村とその法令条目」(高瀬編『白山・立山と北陸修験道』所収)は「石徹白法令条目」を取りあげてその内容を検討している。
- (14) 前掲「石徹白法令条目写」参照。
- (15) 「杉本左近外連名訴状(写)」(桜井家文書『白鳥町史』史料編、p.881)
- (16) 同上(p.884)
- (17) 「石徹白豊前返答書(写)」(桜井家文書『白鳥町史』史料編、p.886)
- (18) 例えば『越前国名蹟考』には以下の記事がある。「或云神頭職杉本家代々の像拝殿 別宮に有之年越神事毎年十二月晦日神頭職大宮へ入り昼夜三度前川にて垢離を取り翌年の正月七日に勤了由」(福井県郷土叢書 第5集『越前国名蹟考』、福井県郷土誌懇話会、1958、p.635) また、宮本によれば、將軍家の代参者は杉本家の書院に泊まるのが常であったという。(宮本前掲書、p.51)
- (19) 『白鳥町史』史料編・史料編2に収められた吉田家の神道裁許状・免許状のうち、最も早い時期のものは「石徹白権現之神主平胤盛」の受けた「神祇管領裁許状」ならびに「神祇管領神道啓

状」(ともに享保15年8月28日)である。(石徹白徳郎家文書『白鳥町史』史料編p.819)この時期の中居社の神主は石徹白大和であるから、ここでいう平胤盛も大和のことを指すと考えられる。

- (20) 「杉本左大夫願書(写)」(山崎家文書、『白鳥町史』史料編pp.1273-4)
- (21) 『白鳥町史』通史編上巻 p.454
- (22) 近藤喜博編『白川家門人帳』、清文堂出版、1972、p.93
- (23) 河原哲郎「越前馬場平泉寺の歴史的推移」、高瀬編『白山・立山と北陸修験道』所収
- (24) 小林前掲論文、pp.104-108。
- (25) 小林前掲論文、p.113
- (26) 「杉本左近外二名連名訴状(控)」(上村重馬家文書『白鳥町史』史料編pp.852-853)
- (27) 以下、石徹白の神仏分離の経緯に関する具体的な事実関係については「石徹白神仏分離書類」(村上専精・辻善之助・鷺尾順敬編『明治維新神仏分離史料』統下巻、東方書院、1928所収)を参照。また、以下本論で引用する法令は特に断りがない限り、宮地正人作成「宗教関係法令一覧」(『日本近代思想大系5 宗教と国家』、岩波書店、1988所収)に拠るものである。
- (28) 宮本は『越前石徹白民俗誌』の中で、石徹白の土地所有のあり方について次のように論じている。石徹白では「即ち土地の完全所有ではなくて使用権が問題だったのである。何故かといふに、この土地はもと中居神社の神領だったので、そこに住む人々はそれを利用する事が許されていると考えていたからである。」(pp.20-21)その使用権すなわち「耕作権は売買された。・・それが後に全く私有されてしまう。」(p.40)また「焼き畑なども個人所有の土地で持ち主が焼き畑づくりをした場合、その後を再び山林にかえしたとき、三年たっておれば、所有者でない他の者が、そこを利用しても文句は出なかった。」(p.41)
- (29) これらはすべて「石徹白神仏分離書類」に拠っている(神道側についてはpp.968-980、仏教側はpp.920-932、役所に関してはpp.974-975)。
- (30) 「神仏混淆禁ノ時ノ談話筆記」(「石徹白神仏分離書類」p.961)
- (31) 明治元年3月28日太政官布告(「宗教関係法令一覧」p.425)
- (32) 『白山大鏡第二神代卷初一』は『修験道史料集[1] 東日本編』に収められている。
- (33) 『修験道史料集[1] 東日本編』内の解題篇(北陸地方)、pp.743-744。
- (34) 年月不明「石徹白荒瀬廣惡地願書并ニ神葬祭方ノ身持不当之願書」(「石徹白神仏分離書類」、p.951)
- (35) 明治2年9・10月「御本山え願書并願中之日記」(「石徹白神仏分離書類」p.913)
- (36) 神仏分離によって泰澄関係の施設が中居社から除かれたのち、真宗側の人々は新たに大師堂を造り、そこで泰澄の命日にちなんで毎月18日に大師講を行なうこととした。この講は現在でも行われている。
- (37) (38)明治3年4月「乍恐御達シ申上候事」(「石徹白神仏分離書類」pp.970-973)
- (39) 前掲『越前国名蹟考』

- (40) 明治 3 年 4 月 2 日「乍恐奉願上候口上之覚」(「石徹白神仏分離書類」 p.921)
- (41) 『白鳥町史』史料編にあらわれた吉田家からの神道裁許状についてみると、江戸中期までは中居社は「白山中居権現」という名称で記載されているが、文久元年(1861)上村外記に与えられた「神道之状」(「上村弥江家文書」『白鳥町史』史料編 2、p.681)などを初出として、中居社の名称がそれまでの「中居権現」から「中居太神宮」に変更されている。こうしたことからも名称の変更が維新以前にあったことがわかる。
- (42) 吉田家は石徹白に対して王政復古に先立つ慶応 3 年 9 月「從來相伝之神祇者、皇國固有之大道ニテ一日も不可廢弛、(中略) 祭政一致之境ニ臻り候様ニと、浸染之流弊を去り、純粹之古道ニ復し、普く天下に布告し(下略)」と通達している。(桜井文書。千葉乗隆『中部山村社会の真宗』p.98 より引用。)
- (43) 宮本前掲書、p.45
- (44) 「中石徹白宗門御改帳」(石徹白家文書、『白鳥町史』史料編 pp.12-19 参照)
- (45) 「宗教関係法令一覧」p.430
- (46) 明治 2 年 9・10 月「御本山え願書并願中之日記」(前掲)
- (47) 宮本前掲書、pp.59-60、『白鳥町史』通史編下巻 pp.581-582。
- (48) 宗教的な権威について考えるとき、威徳寺についても検討が必要であろう。一般に近世村落においては、寺院は寺檀制度を背景にしながら村の規範に対して一定の力を及ぼしうる存在であった。真宗の人々が本願寺に赴いたときの記録(前掲「御本山え願書并願中之日記」)の中で、本願寺側はなぜ威徳寺の僧侶が来ないのかと問い合わせ、門徒はこれに「御掛所なれ共、土地極山中故、飛州高山坊所より、替る々御役坊御勤番に而、今般六七月頃に、先役交代、後役未タ土地昨近〔今〕に風儀知らず、先差扣て被居ますて御座候」と答えている。宝暦騒動において威徳寺の常住化は実現しなかったが、上の記録から維新当時に至っても威徳寺の僧は輪番だったことがわかる。このように住職が成立していないことから威徳寺は一般の寺院に比べて村の人々に及ぼす力が弱かったと考えられる。
- (49) 千葉前掲書。

Shinto, Buddhism, and Shinsosai movement in the Community

—A case study of Itoshiro—

Jun Endo

In the Edo era, people were obliged to hold funerals following the buddhist tradition, but there arose movements to encourage shinto funerals, or "Shinsosai". Usually Shinsosai movements in the Meiji era are considered to be different from ones in the Edo era and are connected with the Meiji Restoration as a social change.

However, we can identify a longer social change behind these movements, by paying attention to the preceding history. In this paper, we focus on the case of Itoshiro, a community in central Japan, and seek to understand the relationship between its history and the Shinsosai movement.

The shrine called Chukyo-sha had great importance in Itoshiro, but late in the Edo era Jodo-shinshu increased its influence in this area, which contributed to the religious conflict, resulting in strife in the Horeki era. The shogunate tried to settle it by admitting to only the Yoshida-ke the control of Chukyo-sha, but even after this settlement, the conflict continued.

Consequently, although the Shinsosai movement which arose in Itoshiro early in the Meiji era was accompanied by Shinbutsu-Bunri (the separation of Shintoism from Buddhism) and Haibutsu-kishaku (the destruction of buddhist temples and objects), it was also affected by this previous conflict.